

# 議会運営委員会理事会記録

令和7年12月1日（月）

杉並区議会

## 目 次

特別職報酬等審議会の答申について	3
定例会の追加提案事項について	3
定例会の日程について	4
本会議の会議録署名議員について	5
発言通告について	5
懲罰動議について	
(1) 懲罰動議の提出及び付託委員会について	5
(2) 発議者の扱いについて	6
(3) 委員会の人数構成について	7
意見書の提出について	1 1
その他	1 4

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和7年12月1日(月) 午前8時59分～午前9時34分			
場 所	第2委員会室			
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや 理事 矢口 やすゆき 理事 山田 耕平 理事 ひわき 岳 理事 中村 康弘 理事 奥山 たえこ 理事 田中 朝子			
欠席理事	(なし)			
理事以外の出席議員	議長 木梨 もりよし 副議長 川原口 宏之 横田 政直			
出席理事者	(なし)			
事務局職員	事務局長 秋吉 誠吾 事務局次長 村野 貴弘 庶務係長 田口 昌実 議会法務係長 武士 清亮 議事係長 薩輪 悅男 担当書記 橘川 敦江 担当書記 森 菜穂子			



(午前 8時59分 開会)

**脇坂理事** これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

#### 《特別職報酬等審議会の答申について》

**脇坂理事** 初めに、特別職報酬等審議会の答申について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料1を御覧ください。区長から、11月5日に開催された特別職報酬等審議会の答申について11月21日付、議長宛てに通知がありました。答申内容について説明をさせていただきます。

資料3枚目の1、審議の視点等から裏面の3、審議において確認した事項までは、後ほどお目通しいただければと思います。

特別職及び議員の給料等については、資料4枚目、3ページ、4、結論で論じられています。

裏面、4ページの5段落目、「以上のこと」と「からの書き出し部分を御覧ください。給料月額については、一般職の6級（部長級）と同水準となる3.4%の改定率が妥当。特別給については、審議の対象ではないが、給料等の額の決定に密接に関連するものであることから、期末手当は0.05月の引上げとすることも特段問題がない。改定の実施時期については、本答申があった月からとすることが妥当。政務活動費の額については、他区と比較しても平均的な額であることなどから、使途の透明性等が引き続き確保されることを前提に据え置くことが妥当。以上の内容で答申が出されたところです。

資料6枚目の議員報酬比較資料は、答申どおり改定を実施した場合の報酬額を試算した参考資料でございます。

なお、報酬等審議会の答申については、本日配付したものを答申の写しとして、議長宛てに送付されていますので、答申内容を周知するため、この後、全議員にLINE WORKSで周知する予定でございます。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** それでは、この件については、ただいまの報告のとおりですので、よろしくお願いいたします。

#### 《定例会の追加提案事項について》

**脇坂理事** 次に、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料2を御覧ください。区長から、条例6件、補正予算1件が提出される予定でございます。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定です。

なお、さきに説明した特別職報酬等審議会の答申を踏まえて提案される予定の杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の議案が成立した際に不足が見込まれる議会費は、11月から3月までの5か月間の報酬増分と0.05月の期末手当増分の合計で875万円余です。ただし、辞職議員による報酬・期末手当の残が694万円余あるため、令和7年度杉並区一般会計補正予算（第5号）では差引き不足額180万円余を計上する予定でございます。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

#### 《定例会の日程について》

**脇坂理事** 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料3を御覧ください。区長提出の追加議案等に係る日程の追加でございます。追加日程は網かけ部分です。

なお、この後開催の議会運営委員会において区長から説明を予定していますが、追加議案7件及び関連する当初提案の議案4件については中間議決を予定しており、これらを踏まえた日程を追加提案させていただきます。

この後、午前9時30分から議会運営委員会を開催。明日、12月2日火曜午前9時30分から本会議を開会し、追加議案の議案上程、委員会付託。12月5日金曜午後1時30分から議運理事会を開催。午後1時45分から議会運営委員会を開催。午後2時から本会議を開会し、追加議案及び関連する議案について、議案上程、採決の予定。以上、日程の追加を提案させていただきます。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

### 《本会議の会議録署名議員について》

**脇坂理事** 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料4を御覧ください。追加する本会議の会議録署名議員は網かけのとおりでございます。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** この件についてはよろしくお願ひいたします。

### 《発言通告について》

**脇坂理事** 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 先ほどの説明のとおり、追加議案等については、12月5日金曜の本会議で中間議決を予定しています。これに伴う発言通告の期限は2日前の12月3日水曜午後5時までとなりますが、当日、総務財政委員会が開催されており、委員会終了時刻が未定のため、午後5時または総務財政委員会終了後30分後のいずれか遅い時刻を期限としてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、発言通告の期限については、この後の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

### 《懲罰動議について》

#### (1) 懲罰動議の提出及び付託委員会について

**脇坂理事** 次に、懲罰動議についてです。

初めに、懲罰動議の提出及び付託委員会について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料5を御覧ください。令和7年11月28日付でひわき岳議員外5名から議長宛てに田中ゆうたろう議員に対する懲罰動議が提出されました。内容は資料のとおりでございます。朗読は省略させていただきます。

懲罰動議が提出された場合には、会議規則第112条の規定により、議長は速やかに会議に付さなければならないとされており、会議規則第113条には、懲罰事犯の審査については委員会の付託を省略することができない旨が規定されています。この懲罰事犯を審査するために、前回と同様、懲罰特別委員会を設置してはいかがでしょうか。

なお、本定例会中に委員会付託までを行う必要があるため、委員会を設置することと

した場合は、この後、必要な事項について御協議いただければと思います。

説明は以上のとおりです。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** それでは、懲罰特別委員会については、この後必要な事項を協議したいと思います。

## (2) 発議者の扱いについて

**脇坂理事** 次に、発議者の扱いについて、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 発議者の扱いについてですが、前回の懲罰特別委員会の構成に関わる協議では、懲罰動議の発議者が21名だったということもあり、委員になる場合は、委員定数の過半数を超えない人数とすることに決めたところでございます。今回は、発議者が6名ですが、改めてどのような扱いとするのがよいか、御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** それでは、発議者の扱いについて協議したいと思いますけれども、御意見ございますでしょうか。

**山田理事** 発議者については、前回のときに委員の過半数にならないようにということだったんですけども、今回人数が少ないので、そういう方についてはならないほうがいいというふうには考えているところです。この6名については、委員会の委員にはならないほうがいいのかなというふうには考えています。

**奥山理事** 特別委員会の人数の構成をどうするかというのはこれから考えるべきことなのですが、前回の例でありますとDX委員会を参考しました。それでいきますと、例えば前回同様、少数会派の人たちが3名入ることになるんですが、3名確保できるかどうかは分からぬとは思っていますので、御本人の意に反してなることがないように、極力、極力配慮が必要だと思っています。

**脇坂理事** 今、山田理事から出た意見としては、発議者は6名ということなので、そもそも委員にもしない。前回の委員会とは違う形の運用ということの御提案でしたけれども、いかがでしょうか。

**矢口理事** 発議者を除くというふうな話でしたけれども、委員の過半数にならないということであれば、私は無理に除かなくてもいいとは思いますが、そこはどちらでも大丈夫です。

**中村理事** 今回の発議者は各会派からの代表ということでもありますので、今、矢口理事

がおっしゃったとおり、6人必ず排除しなきゃいけないというものでもないと思います。ただ、その辺に関しては、もう個々に検討していただければと思います。

**脇坂理事** 山田理事、いかがですか。

**山田理事** そうですね。過半数にならないようにというのは、委員会での公平公正な審査が疑義を持たれるようなことがあってはならないというところだと思いますので、その点に配慮する必要があるのかなというふうには考えているところです。そういう点でいうと、委員会構成をこれから考えていくことになると思うんですけれども、我々も各会派の代表という形で、会派の看板をしょっている状況で参加をしますので、公平公正の観点で言うのであれば、それぞれが所属している会派の構成メンバーが委員会の過半数にならないようにという形も気をつけたほうがいいのかなというふうに考えているところです。

以上です。

**脇坂理事** では、今の山田理事の発言を踏まえた上で、この後話をしますけれども、まずは発議者の扱いについては、前回と同様、委員定数の過半数を超えない人数とするということをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### (3) 委員会の人数構成について

**脇坂理事** では、続けて、委員会の人数構成について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料6を御覧ください。既存の委員会の人数構成に関する資料でございます。この資料も参考にしていただきながら、懲罰特別委員会の定数及び会派別の人数構成について御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** それでは、御意見のある方からお願ひいたします。

**山田理事** 先ほども少し話が出たんですけども、さきの懲罰特別委員会の際に様々な議論を重ねて、DX・議会改革というところで12人というところを選択した経過があると思うんです。やはり非交渉会派の方というのは3人入ったほうがいいかなというふうに思いますのと、DX・議会改革であれば、発議者が所属する会派については過半数にはならないという構成になっていると思いますので、どうかなというふうに思っているところです。

以上です。

**中村理事** 今の山田理事の話でいきますと、前回は21名発議者がいらっしゃったということもありますて、DX・議会改革という形になったんですが、今回は6名ということで

もありますので、あえて同じにする必要性はないというふうに思います。発議者がいる会派が過半数を超えないということであれば、例えば総務財政とか、保健福祉委員会も同じような状況ではないかなと思います。むしろ今回、前回とほぼ同じ内容に近い議論になるかなと思いますので、あえて大人数、フルでやる必要もなく、むしろコンパクトな方向で考えたほうがいいのかなというふうに思います。

**山田理事** 中村理事の言うとおり、コンパクトなやり方というのも1つありなのかなというふうには考えるところなんですけれども、交渉会派と非交渉会派のバランス感については少し検討の余地があるのかなというふうに考えているところです。なるべく非交渉会派の方は参加していただきたいというところもあるんですけれども、その人数配分については、交渉会派と非交渉会派の方の配分が定数48に割り返して平等に分けられるような形になるのが望ましいかなというふうには思います。

以上です。

**中村理事** 12月1日現在での会派構成からいくと、やっぱり総財とか保健福祉が一番、非交渉会派の方がたくさんいらっしゃるという事情もあるんでしょうけれども、それで行きますと、やっぱり単純な人数割りということに比例するとなれば、総財とか保健福祉のほうがよりそれに近いのかなというふうに思いますので、ある意味、均等に分布するという背景から考えると、そちらのほうが望ましいかなというふうに私は思っております。

**奥山理事** 今の中村理事の御意見を伺ってなるほどなと思いました。前回いろいろなことがあって、まずどういう構成にするかと、たしか4回ぐらい理事会を開いたと記憶しています。今回発議者の人数もかなり違いますので、必ず前回と同じでなければならないということはないと思いますので、もう少し議論の余地があるかなと、今お話を伺っていて思いました。

**田中（朝）理事** 今、いろいろ御意見を伺っていて、私も総財とか、保健福祉のほうが、今現在の議会的にはバランスがいいかなというふうには思います。

**矢口理事** 私も、前回は人数の件でいろいろと議論はなされましたけれども、中村理事のおっしゃるように、前回1回やっているというところで、最低限の発議者の数とか、案分とかも考慮しながらであれば、必ずしも同じ人数でなくても、常任委員会と同じ構成でもいいのかなというふうには思っております。

以上です。

**脇坂理事** では、いかがいたしましょうか。一応今、数の多そうな意見というのは、総務財政委員会、保健福祉委員会の構成に倣うというのは、同じということですね。今の人

数を見ていますと、総務財政委員会も保健福祉委員会も同じ人数構成なので、これを比較する必要はないというふうに思いますので、常任委員会のこの構成に倣った形の委員会10人という形で構成するかという点についてはいかがいたしましょうか。今日の段階で決められるようであれば、そこまで決定したいと思いますし、持ち帰る必要があれば、また会派で持ち帰っていただくことになりますけれども、いかがでしょうか。

**山田理事** ちなみに今定例会で特別委員会の設置というようなところまで行くとするならば、どんなスケジュール感が求められるのかだけ聞いておいていいですか。

**事務局次長** 早ければ5日に、遅くとも最終日というふうにスケジュール的には考えているところでございます。

**中村理事** 今の5日もしくは最終日というのは、特別委員会を設置して開催する日のことを行っているんですか。

**事務局次長** そのとおりでございます。

**中村理事** その委員会では、その日はどこまでの議題というのを今のところ想定できるんですか。

**議事係長** 委員会が設置されましたら、委員長、副委員長を選任していただくところは最低限やっていただきますが、そこから即議論に入るかどうかは、委員長の御判断になるかと思います。

**中村理事** では、委員長、副委員長を互選して、決定して、閉会中の継続審査とすると、そこまでということでいいんですかね。

**議事係長** 委員長の進行の御判断にもよりますけれども、会期中に間に合わなければ閉会中の継続審査の申出を委員会として決定いただき、閉会後も引き続き審査するというような流れが想定されます。

以上です。

**奥山理事** 会期中にもう全てを終了させる。委員会はもちろん設置するし、それから、委員会で審議もする。そして採決までするといったようなことは可能でしょうか。というのは、継続審査になったとしても、12月は何かと忙しいので、なるべくならば会期の後にやるのではなくて、会期中であれば、議員は基本的に議会に来ますので、それはスケジュール的にはどうでしょう。絶対難しいでしょうか。そうでないかどうかだけ聞きたいです。

**議事係長** 今、御議論いただいている委員会の構成ができるだけ早く決まれば、その後、上程して実質審議をする時間ができるかなと思いますが、その辺のまづ委員会構成がどのタイミングで決まるかによって、実質審査を定例会中にやれるかやれないかが決まつ

てくるのかなと推測をしております。

以上です。

**事務局次長** 前回もそうだったんですけれども、どういうふうに委員会をやっていこうかというの、かなり委員長の判断によられるんじゃないかなと考えております。

**脇坂理事** 念のため確認ですけれども、もし今日とんとんと決まっていくようであれば、明日の本会議に諮るということはできないのか、その点は聞いておいてもよろしいですか。

**議事係長** 仮に委員会の会派ごとの枠組みが決まったとしても、少数会派の個名まで決めていただぐ協議の場を設定しなければいけないので、ちょっとそこはなかなか難しいかなと事務局的には思っているところです。

以上です。

**脇坂理事** では、その点は事務局への配慮も含めてということで、最短で12月5日、遅くとも、それは前回の1定のときにも同様に対応しましたけれども、会期中最終日には、何とかしても特別委員会の設置は、この理事会、そして議会運営委員会の責任としてそこまではやるということを果たしたいというふうに考えています。

**山田理事** 少数会派の方が一番決めるのが大変になるかなというふうには思っているんですけども、なるべく早く決めたほうがいいかなと思うんですが、例えば今日、今この時点で決まった場合はどういう形になるのか、そのあたりをどのように考えているのか、確認していいですか。

**議事係長** 一応最短のケースを想定した場合ですが、仮に上程するとなったら、5日の本会議前日までに個名を確定していただぐ必要があるかと思いますので、その前の日程で少数会派の方に集まつていただいて、割り当ての人数を決めていただぐ、そういう手順になろうかとは思います。

以上です。

**脇坂理事** そういった今後のスケジュールの可能性も含めてという中で、今ちょうど議題にしていますのは、委員会の人数構成をどうするかということでございますので、一度持ち帰るということになると、次の理事会というのが12月5日の午後1時30分を予定しておりますので、そのときの理事会で結論を出すということが求められると思っています。

**中村理事** ということは、もし今日持ち帰りということになれば、早く最終日に委員会設置というふうになるのであれば、もう継続するということはある意味避けられない。逆に今日、今この場で、多数意見となっている総財もしくは保健福祉に合わせるという

ことで合意を得られれば、5日の本会議で設置することができるとすると、その後の委員長の采配にもよるんでしょうけれども、場合によっては今議会中に終わらせる事もできるということなので、もうそんなに議論する内容があまり多岐にわたらないのであれば、この場で総財もしくは保健福祉という形に決めればいかがかと私は思っております。

**山田理事** 確かに先延ばししても特に状況は変わらないと思いますので、本日決められるのであれば、私たちの考え方としても総財か保健福祉、人数は同じですので、その人数割りで決めるのがいいかなというふうに考えています。

以上です。

**矢口理事** 同じく、早めに決められるのであれば、もう決めていただければいいかなと思っております。幾つか会派によっては前回と人数割りが変わってくるところがあるので、その会派の皆さんの合意が取れるのであれば、この理事会で人数割りは決定してもいいのかなというふうには思います。

**奥山理事** シ杉の奥山です。私もそのように考えます。

**ひわき理事** うちとしても、前回はDXでやって、1人会派から出ていますけれども、総財ということでやるにしても、今回も人数はそんなに変わらないので、会派としては総財でもいいかなというふうに思っています。

以上です。

**田中（朝）理事** 同様です。総財か保健福祉で大丈夫です。

**脇坂理事** では、全会一致となりましたので、総務財政委員会ないし保健福祉委員会の人数構成に倣った形で特別委員会の人数構成を決定したいというふうに思います。

各会派は個名を12月4日木曜日までに事務局にお知らせください。非交渉会派については事務局で確認をお願いいたします。

### 《意見書の提出について》

**脇坂理事** それでは、続きまして、意見書の提出についてです。

意見書等の議案提出に関する取扱いについては、今年の4月に申し合わせ事項の改訂を行い、意見書の提出は、委員会での決定によるもの、理事会の全会一致となったものを提出することができるとの規定に加え、非交渉会派の議員が提出しようとする場合は、あらかじめ理事会で説明することができる事が追加されました。

このたび、横田政直議員から今定例会において意見書を提出したいとの申出がありましたので、本件について説明を受けることにいたします。

横田議員、それでは本提案について簡潔に説明をお願いします。

**横田議員** このような場を設けていただき、ありがとうございます。

提出する意見書は、こちらの資料7のとおりでして、国のはうで、日本国国章損壊の罪、これが審議されることになるかどうか、杉並区議会として、その早期制定を求める意見書を提出させていただきたいと考え、今回説明に上りました。

**脇坂理事** それでは、ただいまの件について、横田議員へ質問があればしていただき、その後、意見があれば、御発言いただきたいと思います。

初めに、質問がある方はいらっしゃいますか。

**奥山理事** この意見書の内容そのものについての質疑は、この理事会に限るんでしょうか、それともこの後、例えば委員会に付託されて、そこで質疑の場面があるのかどうかだと思うんですけれども、それによってちょっと変わります。

**脇坂理事** 今の奥山理事の見解で結構です。

**奥山理事** 1点だけお伺いします。今回の損壊の罪というのだと、それは刑法に当たりますから、もしこれが制定ということになると、刑法の条文を改正するということになります。そうしますと、刑法全体の論理とかからこの意見書の内容が整合性が取れているのか。つまり他の条文とのそごなどがあつたりして、刑法というの非常に重要なといいますか、つまり人に罪を科す、そして刑罰を科すことができる法律ですから、どの法律もそうですが、簡単に決められないんですが、その辺のことは横田議員のほうである程度整理はされているというふうに考えていいんでしょうか。それだけお尋ねします。

**横田議員** 罪刑法定主義がありますので、その点については、刑法の条文の改正という形で、今、案として考えられるというのは、刑法の92条に外国国章損壊の罪というのが定められていますけれども、その章の中で枝番号として、この刑法の条文を改正することが考えられている状況です。もちろん罪刑法定主義、その大原則を守った上での改正を目指したいというのは当然考えているところです。

**脇坂理事** では、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

**山田理事** 意見じゃないんですけども、手続的な流れを少し確認したいなと思って。例えばいろんな会派がいると思っていて、こここの文言は駄目だから、ここを修正してくれたら、会派としては乗れるよというところもあるかもしれないし、会派としては全く乗れませんのでというようなところもあると思うので、そのあたりの意見というのは、いつ頃どのような形で出せばいいのかなと、確認したいです。

**脇坂理事** 今日私が事前にこの理事会を開催するまで考えていたところで言いますと、理

事会は全会一致が大前提となりますので、仮に絶対反対だという意見が今日出たら、その時点でこの協議自体も理事会としては打切りだというふうにも思っておりましたし、持ち帰って検討したいという意見が残っていれば、そのとおり考えておりましたし、全会一致で進めるべきだというふうになれば、そういう形で対応しようというふうに思っておりましたので、今の段階でどのようにそれぞれの理事が考えているかによって対応は全く変わってくるというふうに考えています。

**奥山理事** 意見を申し述べます。今、横田議員から御説明がありましたが、罪刑法定主義というのは当然のことあります。言うまでもありません。先ほど私は刑法の中で論理、整合性はあるのかということを聞きました。そのことはこの意見書の第1段落目に書かれてあります。

重要なことは、憲法に書かれている表現の自由との関係であります。そのことについてきちんと審査をすべきであると思います。私自身はそこには非常に懐疑的なもの、つまり日本国国章損壊の罪は、日本国憲法に定める表現の自由にかなり抵触するとは思っておりますが、ここでその論理を全展開することは避けます。ただ、非常にそういう疑義を持っているということだけは言っておきます。

それからあと、刑法ということであれば、刑事訴訟法との関係、それから証拠法との関係から、非常に厳格な判断が求められる。罪刑法定主義として、刑法の条文に定めればいいというものではありません。そういうことについても疑義があります。ただし、だから、この後話はしませんよということではなくて、もしほかの理事がオーケーだというのであれば、私もこれは、例えば委員会の場でもう少し詳しく審査をするということはあり得るかなというふうには思っております。そうすべきだとまで思っておりませんが、そのように考えております。

以上です。

**山田理事** 会派として乗るかどうかは。

**奥山理事** 失礼しました。会派としては、これが委員会に上程されれば……。

**脇坂理事** 奥山理事、前提が理事会提案とする意見書としてですので、奥山理事が質問をする側の立場にはなれないということになります。それを踏まえて御意見を続けてください。

**奥山理事** 大変申し訳ありません。失礼しました。私は会派の一員として、幹事長として出ておりますけれども、これを理事会の意見として認めるので、認容するので、提案をしましょうというふうには私は考えることはできません。

**脇坂理事** では、奥山理事からそういう形の御意見が出てしまったので、御説明を

いただきました意見書案につきましては、理事会の全会一致とはなりませんでした。

横田議員、御説明にお越しいただきましてありがとうございました。

### 《その他》

**脇坂理事** では次に、その他の案件について事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 本定例会初日、議場の入り口付近に試行的にブランケットを御用意させていただき、その後、撤去しましたが、その件について経緯等を御説明させていただきます。

今までに複数の議員から、議場の空調が寒いという御意見をいただいています。広い議場では細かい室温調整に限界があり、せめてもの措置として今回御用意したものでございました。本件は、そもそも個人で対応すべきではないかという御意見のほか、議場に設置したことで、議場への持込みに関する規定に影響しないかという御意見があつたため、撤去させていただいたものでございます。事前に報告をせず申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** それでは、この件については説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** では、私から1点だけ申し上げたいというふうに思いますけれども、今回の定例会の一般質問に当たりましては、およそ予定していた人数の半数の議員が通告の最終日に持ってきたということを事務局から伺っています。結果として、中日に多くの議員が質問をすることになり、中日が予定時間としても一番押すということになってしまいました。これは理事者の答弁調整に時間がかかったということが大きな要因となっています。中にはこの交渉会派の中からそういういた議員がいてしまったということも、もう見れば一目瞭然で分かることでございますので、引き続きこの件については様子を見たいというふうに思いますけれども、各理事におかれましては、会派の中で、この点について改めて情報共有をしておいていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9 時 34 分 閉会)